

令和3年度「まちづくりガーデナー奨励事業」

募集について（ご案内）

（一財）淡路島くにうみ協会では、人と自然の豊かな調和をめざす環境立島「公園島淡路」の実現のため、淡路島で地域づくりに取り組む「まちづくりガーデナー」として活動できる人材づくりを支援するため、兵庫県立淡路景観園芸学校の「まちづくりガーデナー本科コース」又は「まちづくりガーデナーマスターコース」で学ぶ者に下記により奨励金を交付します。

1 交付対象者

奨励金交付対象者は、次の全ての要件に適合する者としてします。

- （1）洲本市、南あわじ市、淡路市のいずれかに居住していること
- （2）兵庫県立淡路景観園芸学校が令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に実施する「まちづくりガーデナー本科コース」又は「まちづくりガーデナーマスターコース」を受講し、「まちづくりガーデナー」又は「まちづくりガーデナーマスター」として兵庫県知事による認定証の交付を受けた者
- （3）前号に掲げるコースを受講するにあたり、県・市及び県・市の関係団体が実施するほかの助成金の交付を受けない者
- （4）淡路島で「まちづくりガーデナー」又は「まちづくりガーデナーマスター」として活動している又は活動する予定である者

2 奨励金額

1万5千円を交付します。

3 奨励金の請求

奨励金の交付を受けようとする者は、まちづくりガーデナー奨励金請求書に必要事項を記入し、認定証（写）等の添付書類を添えて令和4年4月15日（金）までに一般財団法人淡路島くにうみ協会へ提出してください。

※まちづくりガーデナー奨励金交付要領及び奨励金請求書（様式1号）を下記よりお取り寄せいただき、内容を確認の上お申し込みください。

4 審査及び奨励金の交付

審査により採択者及び不採択者を決定し、審査結果を通知します。

5 提出期限

令和4年4月15日（金）

6 問い合わせ及び提出先

（一財）淡路島くにうみ協会 事業課「まちづくりガーデナー奨励事業」係
〒656-0022 洲本市海岸通1-11-1 洲本ポートターミナルビル3階
TEL：0799-24-2001 FAX：0799-25-2521
ホームページ <http://www.kuniumi.or.jp>